

川西市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及び第3次川西市総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の川西市への移住を伴う県内就職を支援するため、兵庫県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏の大学を卒業して、川西市に移住する見込みの者が、川西市地方就職支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、支援金を予算の範囲内で交付するに当たり、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（平成31年4月1日実施。以下「県要領」という。）及び川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (3) 転入 他の市区町村から川西市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき転入の届出をすることをいう。

(対象経費)

第3条 支援金の対象経費は、内定先に係る就職活動（個別面接又は採用試験に限る）に要した交通費（往復又は片道の費用1回分に限る。ただし、自家用車による使用を除く。）であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交通費に係る領収書（領収書に代わるものとして市が認めるものも含む）が発行されていること。
- (2) 利用日が、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条に規定する短期大学等を除く。以下同じ。）の卒業年度の6月1日から当該年度の2月末日までのものであること。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、以下の表中の要件欄の項目にすべて該当する者とする。

| | 要件の種別 | 要件 |
|-----------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移住等に関する要件 | 移住元に関する要件 | (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。 (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。 |
| | 移住先に関する要件 | (1) 兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。 (2) 卒業後に前号に規定する内定企業に1年以上就職する意思があり、かつ本市に5年以上居住する意思を有していること。 (3) 第6条に規定する申請日から1年以内に、前号に規定する企業に就業し、かつ本市へ転入していること（ただし、申請時点においてすでに転入している場合を除く）。 |
| | その他の要件 | (1) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人であること又は外国人のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。 (3) 市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 |
| 就職に関する要件 | 就業先に関する要件 | (1) 勤務地が兵庫県内に所在すること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 |
| | 就業条件等に関する要件 | (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 (2) 当該地域への勤務地限定型社員（実質的に勤務地が限定される場合も含む）としての採用予定であること。 |

（交付金額及び交付回数）

第5条 支援金の金額は、16,000円とする。ただし、申請者から提出のあった領収書に記載のある金額が当該額を下回る場合は、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給する。

2 支援金を受けることができるのは、1人当たり1回限りとする。

(交付の申請及び申請期間)

第6条 申請者は、川西市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、内定証明書（様式第2号。これに準ずる書面も可。）及び様式第1号に記載する第3条の要件に該当することを証する書面等を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申請の受付期間は、10月1日から2月末日までとする。

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金について交付することが適當と認めるときは、支援金の交付を決定し、川西市地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の審査により支援金を交付することが適當でない場合又は予算上の事由により支援金を交付しない旨の決定をしたときは、川西市地方就職支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第8条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定を受けたものは、川西市地方就職支援金交付請求書（様式第5号）により、市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は前項の請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、川西市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて再交付を決定し、川西市地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第7号）により、申請者に通知する。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求めるこ

及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号の区分に応じ、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからウまでのいずれかの要件に該当した場合

- ア 虚偽の申請又は居住や就業の実態がないこと等が明らかになった場合
- イ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかつた場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかつた場合
- エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

オ 転入した日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に市外に転出した場合

(2) 半額の返還 次の要件に該当した場合

ア 転入した日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外に転出した場合

2 市長は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を川西市地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付の決定をした支援金については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月10日から施行する。